

福山市立春日小学校 ヒヤリハット委員会活動計画

1 職員の不祥事防止に対する日常的な啓発

- (1) 職員の不祥事に係る事象の報道があった時は新聞記事等を配布するとともに、暮会等で研修を行い注意を喚起する。
- (2) 広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分等に係る記者発表資料」が公表された時は資料を配布するとともに、暮会等で研修を行う。
- (3) 「日常の危機管理チェックリスト」記入により（隔週提出）自己評価をするとともに、常時危機管理意識を持つことができるようにする。

2 年間活動計画

月	活 動 内 容	担当
4	・年間活動計画作成 ・服務研修計画作成 ・服務研修（服務心得）	教頭
6	・服務研修（交通安全） ・「日常の危機管理チェックリスト」作成・提案 ・研修（教育課程の適正管理）	
6	・服務研修（公金取扱） ・服務研修（体罰防止）	
7	・服務研修（個人情報） ・服務研修（教職員の政治的活動禁止）	2年 教頭
8	・服務研修（飲酒運転） ・服務研修（セクハラ防止）	
9	・服務研修（接遇） ・服務研修（児童虐待防止）	
10	・中間の課題整理，活動計画改善	
11	・服務研修（交通安全） ・服務研修（守秘義務）	
12	・服務研修（飲酒運転） ・服務研修（文書取扱）	
1	・服務研修（体罰防止） ・服務研修（セクハラ防止）	
2	・服務研修（個人情報） ・服務研修（公金取扱）	
3	・課題整理と次年度計画	教務主任

福山市立 春日小学校 ヒヤリハット委員会運営規定

(目的)

第1条 この規定は、学校として不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ組織風土・文化を確立するとともに、個々の教職員の自立を補強し、組織体としての学校が不祥事を起こさない体制を整えることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 ヒヤリハット委員会の委員は、校長が指名した次の者をもって構成する。
校長・教頭・教務主任・各部主任主事・各推進部長

(委員会の開催)

第3条 ヒヤリハット委員会は、校長が招集する。

(協議内容)

第4条 ヒヤリハット委員会は、次の事項について協議し、校長が決裁する。

- ・不祥事防止に関する年間計画の作成
- ・職員の不祥事防止に対する日常的な啓発
- ・不祥事防止のための研修の企画・実施
- ・不祥事防止チェックリスト作成・活用
- ・教育課程の適正な管理
- ・その他、状況に応じた目的を達成するための取組

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、委員会運営等に必要な事項は、校長が定める。

附則

この規定は、2010年（平成22年）4月1日より施行する。